

# NPOによくある “インボイス”あれこれ

相浦 圭太

税理士法人TAパートナーズ DEO/代表 税理士  
NPO法人日本ファンドレイジング協会 監事  
NPO法人相続アドバイザー協議会 理事  
準認定ファンドレイザー  
遺贈寄付アドバイザー

# 1. 免税事業者の決断！

インボイス、やるのやらないの。

# Q1

会費収入・寄付金収入をメインの財源としている場合、インボイス事業者になるべきでしょうか。

会費収入（不課税取引）や寄付金収入を**メインの財源**にしているNPOの場合、インボイス事業者になる必要はありません。

\*課税取引となる会費収入（セミナー会費など）がメインの場合は留意する

## Q2

**一般消費者を対象とした事業収益のあるNPOです。  
インボイスをやるべきでしょうか。**

事業収益の相手方が一般消費者（個人）であるようなNPOの場合、インボイスをやる必要はありません。

## Q3

**いま現在セミナー事業を主に行っているNPOです。受講者は個人事業主や中小企業の方たちです。比較的小規模と思われる事業者に対する事業収益がある場合、インボイスをやるべきでしょうか。**

事業収益の相手方が事業者の場合、インボイスの有無が相手方の消費税計算に影響を与える可能性があります。

ただし小規模の事業者の場合、免税事業者や簡易課税やインボイスの2割特例事業者\*の可能性もあります。

このような場合、インボイスをやらないという選択肢もあると考えます。

**\*免税事業者がインボイス業者になった場合、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間まで、業種に関わらず、消費税の納税額を売上税額の2割とすることができる。**



## Q4

**本やグッズの販売や講習会の受講料がメインのNPOです。比較的単価は低く数千円ほどです。このような場合、インボイスをやるべきでしょうか。**

単価が少額な取引の場合、インボイスを選択しなかった時の一取引の影響は軽微なものになると考えられます。

このような場合、インボイスをやらないという選択肢もあると考えます。

例えば相手方が免税事業者や簡易課税事業者、2割特例事業者であれば、そもそもインボイスは関係ありません。

また、**基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5000万円以下である事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間、1万円未満の課税仕入についてインボイスがなくても仕入税額控除が可能となった（以下、1万円特例事業者）**ため、1万円未満の取引であればインボイスを求められない可能性もあります。**（1万円未満の判定は1商品ではなく1取引の額）**

#### 1,000円のグッズの販売に対して相手方の消費税計算に影響する可能性がある金額

| 期間                          | 消費税計算に影響する可能性がある金額                                   |
|-----------------------------|--|
| 令和5年10月1日から<br>令和8年9月30日まで  | $1,000円 \times 10 / 110 \times (100\% - 80\%) = 18円$ |
| 令和8年10月1日から<br>令和11年9月30日まで | $1,000円 \times 10 / 110 \times (100\% - 50\%) = 45円$ |
| 令和11年10月1日に以降               | $1,000円 \times 10 / 110 = 90円$                       |

## Q5

**民間の営利企業から請負契約を継続的に受託していますが、インボイスをやるべきでしょうか。**

できれば相手方がインボイスを必要としているか否か（原則課税の事業者か否か）を確認してください。

必要なければインボイスをやる必要はないですし、原則課税でもインボイスをやらないという選択肢もあると考えます。

## 相手方の消費税の扱いとNPOの対応とインボイス制度の影響

| 相手方      | NPOの対応                            | インボイス制度の影響   |
|----------|-----------------------------------|--|
| 免税事業者    | 相手方はインボイスが不要であるため、免税事業者を継続。       | 相手方はインボイスが不要であるため、取引価格の引き下げ（減収）はなく、免税事業者のため、納税もありません。            |
| 簡易課税の事業者 |                                   |  |
| 原則課税の事業者 | インボイスを交付するため、インボイス事業者になります。       | インボイスを交付するため取引価格の引き下げ（減収）はない一方、課税事業者となるため税負担等が発生します。             |
|          | 免税事業者として継続します。この場合、インボイスを交付できません。 | 免税事業者として継続するため税負担等が発生しない一方、インボイスを交付できないため取引価格の引き下げ（減収）の可能性があります。 |

\* 取引価格の引き下げ等はNPOの状況や売上の内容や相手方によって変わってきます。

## Q6

他のNPOに事務所の一部を貸しており、そこからの家賃収入があります。この場合、インボイスをやるべきでしょうか。

相手方がNPOの場合、免税事業者や簡易課税やインボイスの2割特例事業者の可能性が  
あります。このような場合、インボイスを  
やらないという選択肢もあると考えます。



## Q7

**国や地方公共団体から実費弁償契約に基づく受託事業を請け負っているNPOです。この場合、インボイスをやるべきでしょうか。**

仮に免税事業者のままでも契約条件が変わらないことも考えられることから、まずは国と地方公共団体にインボイスの有無によって契約条件が変わるかの確認が必要かと思います。それに基づいて判断することが望ましいと考えます。

\* 実費弁償の受託事業の場合は特に契約条件が変わるとは考えにくい。

## Q8

**インボイスをやらず免税事業者を継続することに決めました。請求書や領収書について今まで通りのものを交付して大丈夫でしょうか。**

今まで通りのものを交付して構いません。  
ただしインボイスと誤認されるような請求書  
や領収書を交付しないようにしましょう。  
なるべく消費税の記載をなくした方がいいで  
しょう。

\*消費税額を記載を残したままだと「インボイス業者じゃないのに消費税取るの?」といった取引先とのトラブルの元にもなりかねません。

## 2.インボイスやります！収入編

## Q9

**インボイスをやることを決めました。全ての収入に対してインボイスを交付しないといけませんか。**

全ての収入についてインボイスを交付する必要はありません。例えば、一般消費者に対してインボイスを交付する必要はありません。因みに領収書を発行しなくていいというわけではないので注意が必要です。

インボイスの交付義務は課税事業者から交付を求められた時に交付する義務です。よって一般消費者や免税事業者から交付を求められても交付する義務はありません。

ただし、相手方が課税事業者なのかわからない場合は、一律にインボイスを交付するという対応を迫られるでしょう。

自団体の売上の性質上、一般消費者がほとんどといったものであれば、一律にインボイスを交付せず求められた時に交付するという対応も考えられます。

| NPOのインボイス | 相手方   | 相手方のインボイス要否 |           |
|-----------|-------|-------------|-----------|
| 交付義務なし    | 一般消費者 | インボイス不要     |           |
|           | 免税事業者 |             |           |
| 交付義務あり    | 課税事業者 | 簡易課税        | インボイス不要   |
|           |       | 2割特例        |           |
|           |       | 原則課税        | インボイス必要*1 |

\*1 基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5000万円以下である事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間、1万円未満の課税仕入についてインボイスがなくても仕入税額控除が可能な1万円特例事業者は不要



## Q10

会費収入に対してインボイスを交付しないといけませんか。

不課税取引となるような会費収入（例えば正会員や賛助会員の会費）に対して請求書や領収書を交付する場合はもともと消費税がかかっていないためインボイスを交付する必要はありません。ただし、課税取引となる会費（セミナーなどの参加費）はインボイスを交付する必要があります。

# Q11

協賛金収入に対してインボイスを交付しないといけませんか。

不課税取引となるような協賛金収入（例えば寄付の性格に近いもの）に対して請求書や領収書を交付する場合は、もともと消費税がかかっていないためインボイスを交付する必要はありません。ただし、課税取引となる協賛金収入（広告協賛などの対価性のあるもの）はインボイスを交付する必要があります。

# Q12

寄付金収入に対してインボイスを交付しないといけませんか。

不課税取引となるような寄付金収入に対して領収書を交付する場合は、もともと消費税がかかっていないためインボイスを交付する必要はありません。

## Q13

受託事業による請負金収入がありますが、インボイスを交付しないといけませんか。

請負金収入は課税取引となり、また相手も事業者になると考えられるのでインボイスを交付する必要があります。



## Q14

事務所の一部を他団体に賃貸していますが家賃収入は口座振替のため、請求書を交付していません。この場合は毎月インボイスを交付しないといけませんか。

契約書にインボイスの記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載されていれば改めてインボイスを交付する必要はありません。

インボイス制度開始前に締結した契約書には、インボイス番号等の記載事項が不足していると思いますので、別途不足している項目を通知する必要があります。

## インボイスの記載事項と追加の対応

|   | 記載事項                                      | 追加の対応  |
|---|---|--|
| ① | 適格請求書発行事業者（インボイス業者）の氏名又は名称及び登録番号          | インボイス発行する側のNPO名は契約書に記載されていますが、登録番号は未記載と思われるので、 <b>別途通知する必要があります。</b> |
| ② | 課税資産の譲渡等を行った年月日                           | 通帳に記載された振込履歴などを保存する必要があります。  |
| ③ | 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容                      | 契約書に記載されている。   |
| ④ | 課税資産の譲渡等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 | 金額は記載あると思いますが、適用税率については記載されていない場合があるので、その場合は <b>別途通知する必要があります。</b>   |
| ⑤ | 税率ごとに区分した消費税額等                            | 上記同様、記載されていない場合は <b>別途通知する必要があります。</b>                               |
| ⑥ | 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称                       | 契約書に記載されている。   |

## Q15

物品の販売や講座の受講料などの収入があります。インボイスの交付に関して簡易版も交付できるようですが、どちらを交付するべきでしょうか。

両方の収入に関しては、不特定かつ多数の者に資産の譲渡を行う事業と考えられるため、簡易版である適格簡易請求書を交付することができます。なお、明らかに一般消費者を対象としたものであれば、そもそもインボイスの交付は必要ありません。

## Q16

**物品の販売を業者に委託しています。このような委託販売の場合、インボイスの交付はどのように行うのでしょうか。**

委託販売においてインボイスを交付する際の方法には、NPO名（委託者名）でインボイスを交付する「代理交付」と、業者名（受託者名）でインボイスを交付する「媒介者交付特例」という方法があります。

## 代理交付

業者（受託者）がNPO（委託者）を代理してNPOの氏名や登録番号を記載したインボイスを交付する方法

## 媒介者交付特例

業者（受託者）が業者（受託者）の氏名や登録番号を記載したインボイスを交付する方法

\*要件① NPO（委託者）及び業者（受託者）はどちらもインボイス業者

\*要件② NPO（委託者）が業者（受託者）にインボイス業者の登録をしている旨を取引前までに通知していること

どちらの場合でも、業者（受託者）が購入者に交付したインボイスの写しをNPO（委託者）側に交付し、それをNPO側で保存することになります。



## Q17

講座の受講料については講座実施前に前受しています。講座にあたってはキャンセルなどで返金することも少なくありません。その場合のインボイスの対応はどのように行えばよろしいでしょうか。

受講料を前受けした時点でインボイスを交付するのではなく、実際に受講が終わった時点でインボイスを交付するのが望ましいと考えます。

実際に受講した者に対してインボイスを交付するようになるので、キャンセルによる返金が発生したとしてもインボイスの対応を気にしなくてよくなります。

## Q18

**講座の受講料のキャンセルによる返金時に振込手数料を差し引いて返金しています。この場合のインボイスの対応はどのようになるでしょうか。**

どこまで対応するか悩ましいところです笑

## 想定される対応

### ①振込手数料を相手方への立替金とする場合

→立替金精算書と振込手数料のインボイスの交付

### ②ATMを使用して返金した場合の自動販売機特例を使用した場合

→ATMの情報（金融機関名並びに支店名）を提供

### ③返金の振込手数料を売上として処理する場合

→売上のインボイスの交付

いずれも相手方が事業者であるのか、また事業者であったとしてもインボイスが必要なのか、免税事業者、簡易課税事業者、2割特例事業者、1万円特例事業者であれば必要がありません。

**NPOの事務負担**を考慮し、判断することが  
重要です。

## Q19

講座の受講料を集めるにあたって決済代行会社を利用していますが、インボイスの対応はどのようなになるのでしょうか。

事業者相手の講習会の場合インボイスが必要となるので、決済代行会社側でインボイスの対応を行ってくれるのかどうか確認しておく必要があります。インボイス対応を決済代行会社が行ってくれない場合は、直接NPOがインボイスを交付することになります。

\*対応してくれる場合は代理交付か媒介者交付特例となります。

## Q20

売上の入金時に振込手数料相当額を差し引かれて入金される場合があります。インボイスの対応はどのようなになるのでしょうか。



**売上に係る対価の返還等**が1万円未満の場合  
はインボイス（**適格返還請求書**）の交付義務  
が免除されました。

振込手数料相当額について売上値引きとして  
扱えば、特にインボイスの対応は必要ありま  
せん。

\*差し引かれた振込手数料相当額について、会計処理上、売上値引きではなく、振込手数料として経費処理して  
いたとしても、消費税法上は売上に係る対価の返還等として取り扱って差し支えありません。

# 3.インボイスやります！支出編

**Q**に入る前に

「インボイスやります！」と決断されているとは思いますが、消費税の計算において、**簡易課税事業者、2割特例事業者**であれば**支出編のインボイス**は必要ないことを忘れずに。

また、**1万円特例事業者**であれば、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間、1万円未満の課税仕入についてインボイスがなくても仕入税額控除が可能となることも忘れずに。

## Q21

今の制度では3万円未満の取引について領収書や請求書の保存がなくても仕入税額控除が認められていますが、インボイス制度開始後はどうなりますか。

現在の3万円未満のこのような規定は廃止され、インボイスがなくても仕入税額控除が認められる取引の規定が新たに設けられました。

## 帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる取引

- ① インボイス交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます）が記載されている入場券が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源または再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出したものに限ります）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

**追加の記載事項として、どの特例（①～⑨）に該当するのかと相手方の住所等が必要となる。**

**例⑦「自動販売機特例」など**

## Q22

クレジットカードで購入したもののなどについては、クレジットカード会社から交付される明細書を保管しておけばよいのでしょうか。

クレジットカード会社から交付される月締め  
の明細書はインボイスに該当しないため、仕  
入税額控除を行うためには店舗から交付され  
た領収書等の保存が必要になります。



## Q23

**役員や従業員が事業経費を立替払いするケースがあるのですが、インボイスの対応はどのようにすればいいのでしょうか。**

立替払いがわかる立替金精算書と立替払いしたインボイス等を提出してもらいます。

これにより立替払いした個人宛のインボイスになっている場合でも、立替金精算書によってNPOの経費を立替えたことが明らかになります。

\*クレジットカードによる立替えはQ22の店舗等からの領収書等を提出します。

\*公共交通機関や自動販売機等の場合もQ21で示したように必要事項を記載して頂くことでインボイス等の提出は不要になります。

## Q24

**3万円未満の公共交通機関の旅費についてはインボイスが不要とされていますが、具体的にはどのような旅費が該当するのでしょうか。**

**公共交通機関とは、一定の船舶やバス、鉄道  
です。**

**タクシー代や航空券代は含まれていません。**

**3万円未満か否かは1回の取引で判定します。**

**\*ゆいレールは大丈夫です**

## Q25

**役員や従業員に対する旅費に関してインボイスの扱いを教えてください。**

役員や従業員に対する通勤手当や出張旅費等については、インボイスがなくても帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています。  
この場合、帳簿上に通勤手当特例・出張旅費特例である旨を記載する必要があります。

## Q26

**講習会の講師に対する謝金や機関誌の執筆者に対する謝金に関してのインボイスの取り扱いを教えてください。**

**相手がインボイス業者じゃない場合、NPO  
の消費税計算において謝金の支払いに対する  
仕入税額控除に制限がかかります。**

**重要なので何度も出します。**

**NPO側が、簡易課税事業者、2割特例事業者であればインボイスは必要ないこと。また、1万円特例事業者であれば期間限定ですが1万円未満の取引にはインボイスは必要ありません。さらに最初の3年は80%、次の3年は50%仕入税額控除が可能なこともお忘れなく。**



## Q27

**講習会の講師に対して謝金の他に旅費を支払っています。この旅費に関するインボイスの取り扱いを教えてください。**

公共交通機関特例や入場券等回収特例を除き、公共交通機関や宿泊施設のインボイスが必要となります。

旅費相当額を謝金に上乗せして支払う場合は、旅費相当額の支払いも、講師に対する謝金として扱うことになると考えます。

## 旅費等の支払い方法と源泉所得税及びインボイスの取り扱い

| 旅費等の支払い方法       |                       | 源泉所得税                       | 旅費等のインボイス   |
|-----------------|-----------------------|-----------------------------|---|
| NPOが直接旅費等を支払う場合 |                       | 旅費等を除いて謝金のみ源泉徴収して差し支えありません。 | 公共交通機関特例などを除き、交通機関等からのインボイスが必要になります。                      |
| 講師等が直接旅費等を支払う場合 | 旅費等を立替払精算を行う場合        | 旅費等を除いて謝金のみ源泉徴収して差し支えありません。 | 公共交通機関特例などを除き、交通機関等からのインボイスが必要になります。                      |
|                 | 旅費等を精算せず謝金に上乗せして支払う場合 | 旅費等を謝金に含めて源泉徴収を行う。          | 旅費等は謝金の一部と考えるため講師等からのインボイスが必要になります。この場合、インボイス業者か否かが問題になる。 |

**NPO側がインボイスが必要で、講師等がインボイス業者でない場合は旅費等は直接NPO側が支払うか、講師等に立替えてもらい精算する方が、仕入税額控除の影響は少なくなる。**

## Q28

**事務所の家賃の支払いが口座振替のため、家主からのインボイスなどが交付されていません。インボイスの取り扱いはどうなるのでしょうか。**

契約書等において、インボイスの記載事項が書かれていれば、それらの書類がインボイスに該当することになります。

インボイスの記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載されている契約書等と実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（通帳等）を併せて保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすことになります。

**Q14とは逆で、不足している情報を通知してもらう必要があります。**

## おわりに

通してお判りいただけたように、まずは自団体が消費税法上どのような事業者（免税事業者、簡易課税事業者、原則課税事業【その中でも2割特例事業者、1万円特例事業者】）に該当するのかをしっかりと把握することがまず重要です。

その次に取引先などがどの事業者なのか、または一般消費者なのかを把握しましょう。

それからインボイスの対応を考えます！

自団体としてこの取引はどのように対応するかを、1つずつルール化することで組織全体で統一した運用ができると思います。